

産出のための文法から見た日本語のボイス表現

庵 功 雄

1. はじめに

文法教育の重要な目的に、日本語学習者（以下、学習者）が自分が述べたい内容を日本語で適切に述べられるようにするということがある。学習者に、「文法」を「暗記」の対象としてではなく、自らの考えを適切に述べるための道具として認識させることが文法教育における最も重要な課題であると筆者は考える。

本稿では、こうした問題意識に基づき、筆者が主張している日本語教育文法、特に産出のための文法の観点から、日本語のボイス表現の適切な産出に必要な記述について考える。

2. 前提となることから

本節では、本稿の立場から必要となる概念について規定する。

2.1 誤用と非用

はじめに、学習者の逸脱例の類型について考える。

(1) *机の上で本があります。(→に)⁽¹⁾

(2) *私たちはその問題に対して話し合った。(→について)⁽²⁾

(3) (田中さんが新しいカメラを持っているのを見て)

??田中さんはそのカメラを新宿で買いましたか? (→買ったんですか)

(4) (交番に走り込んできた人の発話)

?誰かが私の財布を盗んだんです。(→財布を盗まれたんです。)

(1)(2)は「で」「に対して」を使ったことによる不自然さなのに対し、(3)は「のだ」、(4)は受身をそれぞれ使わなかったことによる不自然さである。前者のタイプの不自然さを誤用 (error)、後者のタイプを非用 (avoidance) とする。文法

教育においては誤用だけでなく、非用もなくしていく必要がある（非用を誤用と同様に扱うべきことについては庵 2013c を参照）。ここで、非用が起こるのは学習者が当該形式の使用規則が複雑だと認識しているためなので、非用をなくすには規則を限りなく単純化する必要がある。

2.2 産出のための文法

本稿の立場からした日本語教育文法は、庵（2017, 2018）などと同じく、産出を重視するものである。こうした産出のための文法に関する理論的な点については庵（2015a, 2016）などに譲るが、ここで確認しておきたいのは、産出のための文法においては、規則の数を増やしたり規則を抽象化したりして規則のカバー率 100% を目指すという方策を採るべきではないこと、言い換えると、「100% 目指さない文法」が重要であるということである。

2.3 日本語のボイス表現

本稿では日本語のボイス表現を扱うが、本稿の考察対象は受身、使役と自他の対応とする。これは基本的に野田（1991）に従うものであり、寺村（1982）などのように、ボイスの範囲をガーマ交代が起こるもの全体というように広く取る立場は採らない。

2.4 導入における優先順位

ボイス表現については、初級では導入する必要はないという意見がある（野田 2005, 山内 2009 など）。確かに、山内（2009）が指摘している、OPI 初級修了レベルの学習者はほとんど受身や使役を使っていないというのは重要な指標であると思われるが、その一方で、受身や使役の表現型は日本語において重要なものであり、特に、話し手が主語であるものについては、初級から産出できる必要がある。

このように、ボイス表現についても、全ての用法を初級において導入するのではなく、また、初級での導入を回避するのでもなく、学習者にとって使える必要があるものから、順に導入していく必要がある（Cf. 庵 2015b, 2024）。本稿では、受身、使役、自他の対応それぞれについて、導入における優先順位を論じる。

3. 受身

まず、受身についてである。

受身の種類については諸説あるが、本稿では庵（2012）にしたがい、1) 直接受身、2) 中間的な受身、3) 間接受身、の3種類を設ける。

このうち、1) 直接受身は、図1においてYを主語とする受身であり⁽³⁾、2) 中間的な受身は図1において「YのZ」の形でZがYの身体部位や持ち物である場合の受身である。受身の導入では、まずこの2つのタイプを優先的に扱う必要がある。

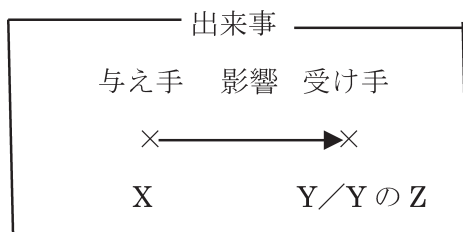


図1 直接受身、中間的な受身と出来事の関係

3.1 菊地・増田（2009, 2022）

受身の導入において画期的な考え方を提示したのが菊地・増田（2009）（およびその発展形である菊地・増田2022）である。この論文で指摘されているのは、「直接受身は統語的な現象ではなく、形態論的なものである」ということである（菊地・増田（2009）の（22））。この捉え方の画期的な点については3.4節で取り上げる。

3.2 受身の導入で考慮すべきこと

受身の導入において考慮すべき点は順に以下の5点である。

- (5) a. 視点制約
- b. 「私」が受け手である場合
- c. 動きの方向性への拡張
- d. 動作主を消すための受身
- e. 間接受身

3.3 視点制約

日本語の受身の重要な特徴に、視点制約がある。例えば、日本語では次のような受身文は許容されない。

(6) ??太郎は私にたたかれた。(太郎被我打了。)

(7) *この自転車は私に乗ってこられたよ。(这辆自行车被我骑走了)(Cf. 張 2001)

ここで注意すべきことは、(6)(7) はいずれも、図1のYを主語にして動詞を受動形にする、という受身文の成立要件を満たしていることであり、実際、これらに対応する中国語の受身文は文法的である。したがって、日本語で(6)(7)が不自然である理由を明示的に説明しなければ、学習者の誤用や非用を防ぐことはできない。

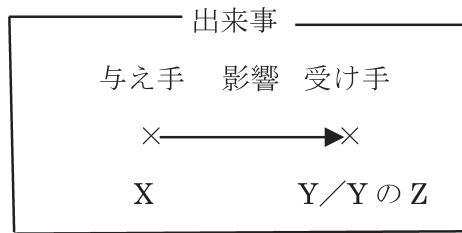


図1 直接受身、中間的な受身と出来事の関係(再掲)

日本語で(6)(7)が不自然なのは久野(1978)の言う視点制約に違反するためである。久野(1978)は視点の置かれやすさに関して(8)のハイアラキーが存在することを指摘した上で、日本語の受身文の成立に(9)のような制限があることを指摘している。

(8) 私>私の～>第三者>もの

(9) 日本語では、図1のYが(8)のハイアラキーにおいてXと同じ位置かXより左に位置していない限り、受身文は使えない。

(6)(7)では「X=私」で、(6)では「Y=第三者」、(7)では「Y=もの」で、いずれもYが(8)のハイアラキーでXより右にあるため、受身は使えない。一方、例えば、中国語ではこうした制限が弱いため、(6)(7)に対応する受身文は中国語では文法的になる(陳2017)ため、注意が必要である。

3.4 「私」のことを述べるための受身

受身の導入において、最も重視すべきなのは図1において「Y=話し手」の場合

である。この場合、(9)からは次のように言える。

(10) 日本語では、図1で「Y=話し手」の場合は受身文が使える。

しかし、実際には、(11)は不自然で(12)のように言う必要があることから、(10)は(10')のように修正する必要がある。

(11) (交番に走り込んできた人の発話) ? 誰かが私の財布を盗んだんです。
(= (4))

(12) (交番に走り込んできた人の発話) 財布を盗まれたんです。

(10') 日本語では、図1で「Y=話し手」の場合は原則として受身文を使わなければならない。

以下、(10')を前提に、「Y=話し手」の場合の受身文について考慮すべき点を述べる。

3.4.1 直接受身、中間的な受身の場合

はじめに、直接受身の場合を考える。

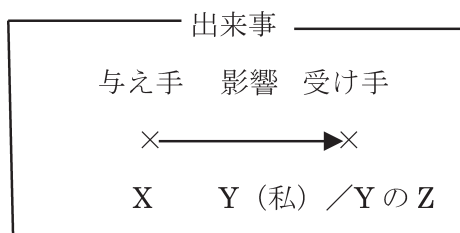


図2 直接受身、中間的な受身と出来事の関係 (Y=話し手の場合)

3.1節で紹介した菊地・増田(2009, 2022)の考え方を本稿なりに解釈すると、図2の関係において、次のように言える。

(13) 「私」に向けられた動きがある場合、その動きを表す動詞を「受身形」にすると、受身文(直接受身文)ができる。

(13)に基づくと、例えば、次のような受身文が得られる。

(14) 電車の中で押された。

(15) プロポーズされた。

ここで、「私は」は無標の文脈では出現せず⁽⁴⁾、対応する能動文の動作主(図2のX)も通常出現せず⁽⁵⁾、(14)(15)は「完全文」である(菊地・増田(2009, 2022))。ここで、(15)のように動作主を補った方が言いたいことがはっきりする場合は

「Xに(よって)」を補えるが、あくまで動作主の付加は随意的 (optional) であることに留意する必要がある。

(15) ボーイフレンドにプロポーズされた。

この立場に立てば、(16)(17) のような「対応する能動文」を考える必要もなく、「たすきがけ」を考える必要もない (菊地・増田 (2009, 2022), 庵 2018)。

(16) ボーイフレンドが私にプロポーズした。

(17) 私はボーイフレンドにプロポーズされた。

この見方が正しければ、「直接受身」は、「動きが自分に向かっている」ことさえ理解できれば、「受身形の作り方」という形態論的な知識だけで正しく産出することができる。

次に、中間的な受身だが、これも直接受身とほぼ同様に考えることができる。

(18) 電車の中で背中を押された。

Cf. (14) 電車の中で押された。

(19) 財布を盗まれたんです。(= (12))

「中間的な受身」は図2で「Y」が「YのZ」になった場合である。上記の「直接受身」の場合と比べると、「直接受身」が「V(動詞)」という動きを受けるのに対し、「中間的な受身」は「ZをV」という動きを受けると考えればよい。例えば、(14)が「押す」という動きを受けるのに対し、(18)は「背中を押す」、(19)は「財布を盗む」という動きを受けると考えるわけである。

このように考えるメリットは、(18')(19') のような「直接受身」型の誤用を防ぐことにある ((18')(19') に対応する中国語文は完全に文法的であり、中国語話者にはこのタイプの誤用が多い)。なお、こうした捉え方の妥当性は、コーパスの用例において「非直接受身」(本稿の「中間的な受身」と「間接受身」を合わせたもの)の多くは他動詞(ヲ格を取る)であり、自動詞は少ないという庵(2022a)の調査結果からも支持される。

(18') *電車の中で背中が押された。

(19') ?財布が盗まれたんです。

3. 4. 2 使役受身の場合

前小節では「直接受身」「中間的な受身」が「形態論的知識」だけで正しく産出できることを見たが、これと同様に形態論的知識のみで産出できるものに「使役受

身」がある。

(20)(21) の a 文と b 文を比較すると、どちらも動作主は話し手である一方、「使役受身」には「ある行為を強制された」「不本意ながらある行為をせざるを得なかった」という意味が含まれていることがわかる。

- (20) a. コンパで歌を歌った。
 b. コンパで (友だちに) 歌を歌わされた。
 (21) a. プールで泳いだ。
 b. (父に) プールで泳がされた。

このことから、次のように言える (庵 2018)。

- (22) 不本意ながらある行為をせざるを得なかったことを表す際には「使役受身」を使う。使役受身を表すには動詞を使役受身形にすればよい⁽⁶⁾。

このように、「使役受身」において必要なのは、「使役受身形の作り方」という「形態論的知識」のみであり⁽⁷⁾、統語操作としての使役も受身も不要である。

3.5 動きの方向性 (求心性) との関係

3.4 節では、「私」が影響の受け手であるときには「受身文」を使わなければならないことを見た。この捉え方を一般化すると、(23) のようになる。

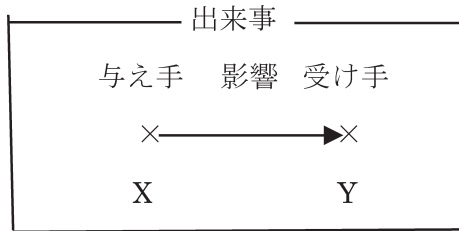


図3 二項述語で表される出来事

- (23) 図3のような二項述語において、Xを主語にするときはV(能動形)を、Yを主語にするときは「V-(ら)れる(受動形)」を使う。ただし、Yを主語にした文は(9)の制約を満たすときしか使えない。

このことから、次のような対比が説明できる。

- (24) a. 友だちの悪口を言った。(X=話し手)
 b. 友だちに悪口を言われた。(Y=話し手)

ここで、主語が話し手以外の場合には、少なくとも第一発話 (discourse initial) で

は主語が明示される。

- (25) a. 彼は友だちの悪口を言った。(X=彼)
 b. 彼は友だちに悪口を言われた。(Y=彼)

このように、受身形態素「(ら)れ」は主語に向かう動きを表し、特に、Yが話し手るときはその使用が義務的になるが、これは次に見る日本語の特徴の反映であると考えられる。

- (26) a. ?母が私にみかんを送った。
 b. 母がみかんを送ってくれた／送ってきた。

例えば、(26a)は「送る」の3つの項が揃っており、文法的であるはずだが⁽⁸⁾、実際は許容度が低く、(26b)は「私に」が出現していないにもかかわらず文法的である。これは、日本語では話し手の方に向かう動き(求心的な動き)を表す際に「てくれる」または「てくる」の付加が義務的であることを示している。

- (27) a. 彼に電話をかけた。(X=話し手)
 b. 彼が電話をかけてくれた／かけてきた。(Y=話し手)
 (28) a. 彼に英語を教えた。(X=話し手)
 b1. ?彼が私に英語を教えた。(Y=話し手)
 b2. 彼が英語を教えてくれた。(Y=話し手)

このように考えると、(27)(28)のa文とb文の対応も理解しやすい。なお、(28b1)の文法性が低いことからわかるように、「てくれる」の一義的な機能は方向性(求心性)をマークすることにあり⁽⁹⁾、「恩恵」を感じるかどうかに基づく随意的なものではない。この点は、学習者の非用を防ぐ上で重要なポイントである。

(29)(30)が示すように、現代日本語では「あげる・やる」と「くれる」が、視点が置かれる人物から離れる(離心的な)動きとそれに近づく(求心的な)動きとで使い分けられるが、これは日本語にはgiveが2種類あると考えることもできる。

- (29) 私は太郎に本を {あげた・やった／*くれた}。
 (30) 太郎は私に本を {*あげた・*やった／okくれた}

(26)～(28)のデータは、(29)(30)と同様に、日本語には「送る」「電話をかける」「教える」なども2種類あるとも考えられることを示している。3.4節のデータは、Yが影響の受け手の場合の受身文使用の義務性が、日本語における求心性のマーキングの義務性に由来することを示しているように思われる。以上をまとめると、次のようになる。

- (31) a. 1人称主語は無標の場合には顕現しない

- b. 3人称主語は初出の場合には顕現しなければならない
- c. 離心的な動きは動詞のゼロ形式（無標の形態）で表される
- d. 「(ら)れる」「てくれる」「てくる」は求心的な動きを表し、話し手が影響の受け手である求心的な動きの場合にはその使用が義務的になる
- e. a~dは無標では顕現しない項要素の指示対象の同定を容易にするための統語的装置である

3.6 動作主を消すための受身

3.4節では「私」のことを述べるための受身について述べたが、直接受身のもう1つの重要な機能に動作主を消すことがある⁽¹⁰⁾。

(32) コンビニで新しいスナック菓子が発売された。

(33) 1945年8月6日広島に原爆が投下された。

このタイプの受身は、図3のXを表現しないために使われる。後述するように、このタイプは自動詞を作るためのものとも考えられる。ここで、中国語の受身文は基本的に「迷惑」性を含意するため、このタイプの文は受身文では表現できず能動文が使われるので、注意が必要である。

なお、このタイプの受身では動作主が消されるため、責任の所在が不明確になる。そのため、行政が発する公的文書などではこうしたタイプの受身文や自動詞表現は可能な限り避けることが望ましい (Cf. 庵 2013b, 石井 2012)。

3.7 「間接受身」について

最後は「間接受身」である。間接受身は図4のような出来事のパターンになる場合で、1) 影響の受け手であるYが出来事の外にある、2) 影響が常に「迷惑」である点で直接受身と異なる。間接受身は、意味的には恩恵を表す「てもらう」と相補的であり、構文的には主語が影響の受け手であるか与え手であるかという点で使役と相補的である (庵 2012)。

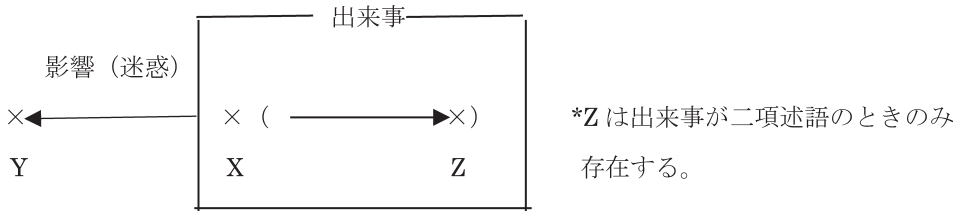


図4 間接受身と出来事の関係

ここで、間接受身が表す「迷惑」は「文法的迷惑」であり、直接受身における「語彙的迷惑」とは異なる。例えば、(34)の「たたく」はマイナスの意味を表し、「語彙的迷惑」性を持つが、日本語の直接受身は語彙的に迷惑性を持たない(35)のような場合にも問題なく成立する。この点は、「受身」の成立要件に「語彙的迷惑」性が強く関わる中国語などとの重要な違いである。

(34) 太郎は花子にたたかれた。

(35) 太郎は作文コンクールで表彰された。

これに対し、間接受身が表す「迷惑」は「文法的迷惑」であり、語彙の意味とは独立のものである。確かに、(36)のようなマイナスの意味を表す動詞は間接受身で使われやすいが、「おもちゃが壊れたので新しいのを買ってもらえると思っていたのに、兄が余計な気を回しておもちゃを修理してしまったため、新しいおもちゃを買ってもらえなくなった」といった文脈でなら、(37)も成り立つ。こうした「文法的迷惑」を表す間接受身は日本語統語論において重要な存在である。

(36) 太郎は兄におもちゃを壊された。

(37) 太郎は兄におもちゃを修理された。

しかし、庵(2022a)の調査からもわかるように、その使用頻度は低く、産出レベルで扱う必要があるかは疑問である。例えば、(38)が言えることよりも、「てしまう」を使った(39)のような文を確実に言えるようになることの方が優先順位ははるかに高いと言える。

(38) 頼りにしていた部下に辞められて、田中さんは困っている。

(39) 頼りにしていた部下が辞めてしまって、田中さんは困っている。

以上のことから、本稿では間接受身は理解レベルに留めればよいと考える⁽¹¹⁾。

4. 使役

2番目に取り上げるのは使役である。「使役」というと、「(さ)せ」を含むものと考えられがちだが、機能的にはそのように考えるべきではない。「使役」は話しことばでも頻用されるにもかかわらず、体系的に導入されていないため、学習者が混乱しがちである。

4.1 「使役」の捉え方

上述のように、「使役」は形態的に「(さ)せ」を含むものに限定すべきではない。むしろ、「使役」の本質は、図5の図式 (configuration)⁽¹²⁾において、使役主と動作主が分裂するところにあり、この点で「使役」は「他動詞」と異なる。したがって、図5の図式で使われるものは全て「使役」に含めて考えるのが適切である (庵2018)。

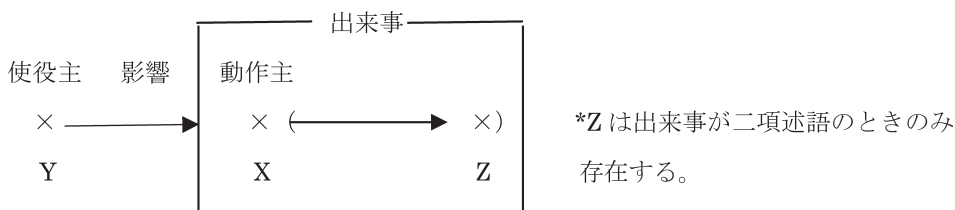


図5 「使役」と出来事の関係

本稿では、「使役」を図5の図式を満たす構文と捉え、その適切な産出について考える。

4.2 使役の導入で考慮すべきこと

使役をこのように捉えた場合、その導入で考慮すべき点は導入順に以下の5点である。

- (40) a. 「X=話し手」の場合
- b. 「Y=話し手」で働きかけの文の場合
- c. 「Y=話し手」で平叙文の場合
- d. その他の場合
- e. 他動詞を作る場合

4.3 「X=話し手」の場合

最初に、X（使役主）が話し手の場合を考える。この場合、(41)が自然なのに対し、(42a)は不自然で(42b)のように「てもらおう」か「ていただく」を使う必要がある。一方、(41)の「せる」を「てもらおう」に変えた(41')も自然である。

(41) 私は妹にピアノを弾かせた。

(42) a. ?私は田中先生にピアノを弾かせた。

b. ○私は田中先生にピアノを弾いてもらった（弾いていただいた）。

(41') 私は妹にピアノを弾いてもらった。

このことからわかるのは、「(さ)せ」には「図5のXがYより目上」という使用制限があるのに対し、「てもらおう」にはそうした制限がないということである。ここで、「(さ)せ」のみを含む使役文を「裸の使役」と呼ぶことにすると、「裸の使役」には強い文法上の制限があることがわかる。実際、初級の日本語教科書には(41)のような「私」を主語にした「裸の使役」の文は現れない。それは、そうした文を載せると、(42a)のような誤用が生じ、適切な教室活動ができないためである（高橋・白川2006）。

このように、現行の初級教科書では「私」を主語とする「使役」は扱われていないが、これは大きな問題である。なぜなら、図5の図式は日本語における基本文型の1つといってもよい基本的なものであり、かつ、どのような構文においても、その最も基本的な用法は、1人称を主語とする「私」について語る場合だからである。その意味で、「使役」を「(さ)せ」を含む「裸の使役」が使われる場合に限定すべきではなく、「てもらおう」や「使役+授受表現」などの形も全て含めて、図5の図式を満たす場合全体を「使役」と考える必要がある。そのように考えると、「X=話し手」の場合は次のようにまとめられる。

(43) 図5で「X=話し手」の場合は、原則として「てもらおう（ていただく）」を使う

4.4 「Y=話し手」の場合

次に、図5で2番目に重要な「Y=話し手」の場合を考えるが、この場合は、命令、依頼などの働きかけの文の場合と平叙文の場合に分けて考える必要がある。

4.4.1 働きかけの文の場合

まず、働きかけの文の場合だが、これには次の2例の比較が有用である。

(44) a. パリに出張してください。(使役主=話し手, 動作主=聞き手)

b. パリに出張させてください。(使役主=聞き手, 動作主=話し手)

この2文は「させ」の有無だけが異なる最小対立対だが、使役主(させる人)と動作主(する人)が入れ替わる。この点は日本語表現において重要な意味を持つ。

さらに、(44)のa文、b文のいずれにも依頼の丁寧さを異にする(45)a~d、(46)a~dのバリエーションが存在し、いずれにおいてもa→dの順で丁寧さが増す。これは英語で(47a)→(47e)の順で丁寧さが増すのと類似の現象と言えよう。

(45) a. パリに出張して {くれますか／もらえますか⁽¹³⁾ }。(命令・依頼)

b. パリに出張して {くれませんか／もらえませんか}。

c. パリに出張して {くださいますか／いただけますか}。

d. パリに出張して {くださいませんか／いただけませんか}。

(46) a. パリに出張させて {くれますか／もらえますか}。(許可求め)

b. パリに出張させて {くれませんか／もらえませんか}。

c. パリに出張させて {くださいますか／いただけますか}。

d. パリに出張させて {くださいませんか／いただけませんか}。

(47) a. Please travel to Paris.

b. Will you travel to Paris?

c. Won't you travel to Paris?

d. Would you travel to Paris?

e. Wouldn't you travel to Paris?

(45)(46)のバリエーションは会話の授業などで単独で取り上げられることはあるが、それに関する体系的な説明がないため、学習者が「(さ)せ」を含む表現が何を意味しているのかがよくわからないままになっているケースがよく見られる。そうした問題を克服するためには、ここで行ったような説明を加えた上で練習する必要がある。

4. 4. 2 平叙文の場合

次に、「Y=話し手」で平叙文の場合である。例えば、(48)は文としては可能だが、通常想定される(49)のような文脈では不適格になる。

(48) 社長は私をパリに出張させた。

(49) ??パリに行きたいと一生懸命頼んだら、社長は(私を)パリに出張させ
た。

これは、(48) のような「裸の使役」は「強制」を表してしまうためである。ちなみに、そうした強制の意味を表す場合は (48') のような使役受身を使う方が自然である。

(48') (私は) 社長にパリに出張させられた。

したがって、(49) で通常想定される社長の厚意を表す文脈では「させてくれる、させてもらう」を使う必要がある⁽¹⁴⁾。

(50) パリに行きたいと一生懸命頼んだら、社長はパリに出張させてくれた。

(51) パリに行きたいと一生懸命頼んで、社長にパリに出張させてもらった。

以上をまとめると、次のようになる。

(52) 図5で「Y=話し手」の場合、Yが行為を強制されたのではない場合は、「裸の使役」ではなく、「させてくれる」「させてもらう」を使わなければならない。また、これらの内容を聞き手に尋ねる場合、「させてくれる」はそのまま疑問文にすればよいが、「させてもらう」の場合は「させてもらえる」という可能形にした上で疑問文にする必要がある。

Yが行為を強制された場合は使役受身を使うのが普通である。

4.5 その他の場合

「使役」に含まれるそれ以外の場合は、次のいずれかである。

(53) a. 図5でXもYも話し手ではない

b. 図5でXが話し手でYが話し手より目下の場合

ここで、4.3節、4.4節で表される意味関係の場合はそれぞれの小節の内容と同様に考えればよいので、ここで新たに考えるべきなのは「強制」と「許可・許容」の意味を表す場合だけである。「裸の使役」は「強制」の他に「許可・許容」を表すとされる⁽¹⁵⁾。しかし、(54)(55)を許可・許容として解釈することは難しく、(54')(55')のように許可・許容の読みに誘導する前件をつけても文法性はやや低い。結論として、許可・許容を表すためには「(さ)せてあげる、(さ)せてやる」を使う必要がある。

(54) ?太郎は息子をプールで泳がせた。(許可・許容)

(55) ?花子は娘を塾に行かせた。(許可・許容)

(54') (?泳ぎたいと言うので、太郎は息子をプールで泳がせた。

(55') (?行きたいと言うので、花子は娘を塾に行かせた。

(54'') 太郎は息子をプールで泳がせてあげた (泳がせてやった)。

(55) 花子は娘を塾に行かせてあげた (行かせてやった)。

(56) 太郎は息子をプールで泳がせた。(強制)

(57) 花子は娘を塾に行かせた。(強制)

以上のことから、「(さ)せ」だけを含む「裸の使役」は「強制」しか表させないが、「強制」は「使役」において最も産出できる必要が少ない表現である。それにもかかわらず、初級教科書の「使役」の例文は全て(56)(57)タイプのものである。その理由は4.3節に記した通りであるが、そのことが「使役」全体の適切な産出に関する重大な阻害要因になっていると考えられる。

4.6 他動詞を作るための使役

ここまでは使役の統語的性質を見てきたが、(特に書きことばにおいて)使役が担っている重要な機能に他動詞を作るということがある(森2012)。この用法は(58)(59)からわかるように和語にも存在するが、基本的には漢語に見られるものである。

(58) 梅雨前線が雨を降らせた。

(59) 太郎は横浜に車を走らせた。

例えば、「発展する」は自動詞用法しか持たず、(60)が文法的である一方(61)は非文法的であり、(61)で意図されている意味を表すには(62)のように言う必要がある。

(60) A国の経済が発展した。(自動詞用法)

(61) *彼はA国の経済を発展した。(他動詞用法)

(62) 彼はA国の経済を発展させた。(他動詞用法)

ここで、「実現する」は自他両用動詞とされ(張2015)、(63)の自動詞用法に対し(「発展する」においては非文法的である)(64)の「～を実現する」が文法的である。しかし、それと同時に(65)の「～を実現させる」の許容度も高い。(65)は定延(2000)の言う「使役余剰」の例だが、実際には母語話者の許容度は高い。

(63) 彼の夢が実現した。(自動詞用法)

(64) 彼は(自分の)夢を実現した。(他動詞用法)

(65) 彼は(自分の)夢を実現させた。(使役余剰用法)

こうした状況を踏まえた場合、「自他両用」であるか否かを重視しなくてもよいように思われる。具体的には次のように考えることを提案する。

(66) 無情物が主語の自動詞用法が文法的な場合は、一部の例外を除いて「～

を…させる」を他動詞用法と考えてよい。

(66) が意味しているのは、「発展する」タイプ（「～を…する」が非文法的）と「実現する」タイプ（「～を…する」が文法的）とを区別せず、いずれの場合も「～を…させる」を他動詞用法と考えるということである⁽¹⁶⁾。このように考えることができれば、1) 「～が…する」が文法的である「自動詞ベース」の動詞（「発展する、実現する」など）、2) 「～が…する」が非文法的である「他動詞ベース」の動詞（「発売する」など）だけを考えればよくなるため、学習者の記憶の負担を（大幅に）減らせる。

(60) ok A国の経済が発展した。(自動詞ベース)

(63) ok 彼の夢が実現した。(自動詞ベース)

(67) *コンビニで新しいスナック菓子が発売した。(他動詞ベース。Cf. (32))

ただし、(68)の「紛失する」のように、上記の定義では「自動詞ベース」となる動詞であるにもかかわらず「～を…させる」の許容度が低い場合や、(69)の「決定する」のように、「～を…させる」が「使役」的になり、動作主を必要とする度合いが高まる場合は(66)の例外となる（例外は(68)に示す5語と考えられる）。こうした例外を含め、(66)の妥当性はコーパスや文法性アンケートなどを用いて総合的に考察する必要がある（現代日本語書き言葉均衡コーパス（BCCWJ）を用いて(66)の妥当性の考察を試みたものに庵・宮部2013がある）。

(68) 開店する、決定する、終了する、中断する、紛失する

(69) a. 田中さんの財布が紛失した。

b. 田中さんは財布を紛失した。

c. ?田中さんは財布を紛失させた。

(70) a. 新しいプロジェクトの名称が決定した。

b. A社が新しいプロジェクトの名称を決定した。

c. #A社が新しいプロジェクトの名称を決定させた。

5. 自他の対応

現代日本語には「割れる一割る、消える一消す」のように、形態的、統語的、意味的に対応する自動詞と他動詞のペアが存在する。こうした場合を「自他の対応」があると言う（自他のペアの形態的タイプについては庵・高梨・中西・山田2000参照）。自他の対応は初級で主に扱われ、自動詞、他動詞の語形とガ格、ヲ格とい

う格助詞の選択が主に扱われる（自動詞，他動詞が選択されやすい文脈について詳しくは庵・高梨・中西・山田 2001 参照）。しかし，自他の対応にはこれ以外にも考えるべき点がある。本節ではこの点を考える。なお，以下，本節で言う「自動詞」は全て「自他の対応」がある場合の自動詞であり，非意志的自動詞のことを指すものとする。

- (71) a. ドアが開いた。
b. 太郎がドアを開けた。

5. 1 自他の対応の導入で考慮すべきこと

受身の導入において考慮すべき点は順に以下の4点である。

- (72) a. 動作主の含意
b. 責任の有無
c. 「する」型言語と「なる」型言語
d. 自他の対応と受身，使役

5. 2 動作主の含意

自他の対応がある場合，自動詞と他動詞の基本的な違いは動作主の存在の含意である。

- (73) a. 電気が消えた。(自動詞)
b. 電気を消した。(他動詞)

(73b)には主語は現れていないが，動作主の存在の含意がある（「誰かが電気を消した」）が，(73a)にはその含意はなく，出来事が自然発生的に捉えられていることを表す。

5. 3 責任の有無

前小節で挙げた自動詞と他動詞の基本的な違いから派生する両者の違いに責任の有無があり，他動詞は出来事に対する責任を認める言い方になるのに対し，自動詞は責任に言及しない言い方になる。

- (74) A：この間貸したカメラ返してくれる。
B1：ごめん，あのカメラ壊れちゃったんだ。(自動詞)
B2：ごめん，あのカメラ壊しちゃったんだ。(他動詞)

例えば，貸したカメラを返してほしいという(74A)に対してそれを破損したこ

とを詫びる場合、(74B2)のように他動詞を使うと話し手が自身の責任を認めることになるが、(74B1)のように自動詞を使うと不可抗力で破損したので話し手自身には責任はないというニュアンスになる。そのため、自動詞を使うと、Aの怒りを増幅することになる。

これに関して、Hinds (1986)に次のような指摘がある。

(75) Recently I was in a restaurant in Nagoya with some friends. The waitress brought some tea over to us, but not all of it went into the cup. She said, 「あ、こぼれちゃった!」。If she had been an English speaker she would have had to say, “Oh, I spilled it.” To say, “Oh it spilled.” in English sounds quite irresponsible. (Hinds 1986: 53)

Hindsの指摘は、喫茶店の店員がお茶をこぼしたという本人に責任がある場合、英語では自動詞を使うと非常に無責任に聞こえるのに対し、日本語では自動詞が使われることがあるということである⁽¹⁷⁾。

5.4 「する」型言語と「なる」型言語

前2小節の内容については、自他の対応のリストを持っていれば、正解することが可能である。しかし、次の場合はどうだろうか。

- (76) a. ドアが閉まります。ご注意ください。
b. ドアを閉めます。ご注意ください。

(76)は電車内のアナウンスだが、首都圏の鉄道の多くでは(76a)が使われている。しかし、(76b)が不適切であるとする合理的な理由はない。したがって、(76a)が「正解」であるとした場合、自他の対応のリストを持っていたとしても「正解」に至れるとは限らない。これに関連して、小林(1996)は(77)のような例で日本語母語話者はaの自動詞を選択するのに対し、中国語話者はbの他動詞やcの他動詞の可能形を選択する傾向が強いことを指摘している。この場合も、自他の対応のリストがあっても「正解」には至れない⁽¹⁸⁾。

- (77) 〈なかなか開かなかった水筒の蓋がようやく open したのを見たとき〉
a. あいた!
b. あけた!
c. あけられた!

また、前述のHinds (1986)もこの類例として次のような指摘を行っている。

(78) This use of intransitive constructions in Japanese is quite pervasive,

and can cause problems for English speakers who are trying to learn Japanese. I recall several years ago a friend told me, 「もう結婚することになりました」。I remember puzzling over that expression for quite some time. I thought this friend was being forced to marry against his will. I thought that because the only translation I could think of was, “It’s been decided that I will get married.” In English, this expression clearly means that the person who said this has no say in the matter. To express the appropriate meaning in English we must say, “I have decided to get married.” (Hinds 1986: 54-55)

こうした「ズレ」の背景には、日本語と他言語（例えば、英語や中国語）との事象認識のタイプの違いがある。これに関連して、池上（1981）は言語の類型的な違いとして、出来事を動作主を含めた形で表現することを好む「「する」型言語」と、動作主を含めない形で表現することを好む「「なる」型言語」が存在することを指摘している。前者の典型は英語で、後者の典型は日本語である。これを図示すると図6のようになる。(76a)(76b) で見たように、客観的には同一である出来事を自動詞的にも他動詞的にも言語化できる（ことがある）が、この場合、自動詞的に表現する（「なる」型言語）というのは、図6の点線以下で（「Xが」を排除して）文を作るのを好むということである⁽¹⁹⁾。

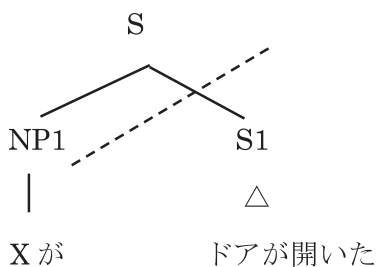


図6 自他の対応がある場合の自動詞文と他動詞文の関係

一方、他動詞的に表現する（「する」型言語）というのは、図6で「Xが」を含めて文を作るのを好むということである。両者の違いは次のようなところに現れる。

- (79) a. #陽ざしが肌を焼いた。
 b. The sun burned the skin.
 c. 陽ざしで肌が焼けた。

英語では有情物に限らず自ら力を持つものは動作主になり得るので (79b) は自

然だが、日本語ではこうした「物主語の他動詞文」は（いわゆるバタ臭い表現として）話しことばでは避けられ、代わりに（79c）のような自動詞文が使われる。

5.5 自他の対応と受身、使役

自他の対応でもう1点考慮すべきなのは受身、使役を含む体系的理解の必要性である。3.6節では受身が自動詞の代わりに使われることがあること、4.6節では使役が他動詞の代わりに使われることを見た。これを自他の対応と関連づけて述べると次のようになる。

- (80) a. Xがドアをあける。(他動詞)
 ↓自動詞化(項を1つ減らす) ↑他動詞化(項を1つ増やす)
 b. ドアがあく。(自動詞)

他動詞から自動詞を見ると項が1つ減り、自動詞から他動詞を見ると項が1つ増える。つまり、自動詞化は項を1つ減らす操作であり、他動詞化は項を1つ増やす操作である。受身が自動詞の代わりになり、使役が他動詞の代わりになるのは、受身（特に降格受動文）は項を1つ減らす操作であり、使役は項を1つ増やす操作であるためである。

- (81) a. Xが新製品を発売する。(能動文・他動詞) ↓項が1つ減る
 b. 新製品が発売される。(降格受動文・自動詞)
 (82) a. XがA国の経済を発展させた。(使役文・他動詞)
 b. A国の経済が発展した。(非使役文) ↑項が1つ増える

5.6 日本語のボイス体系

前小節で見た自動詞、他動詞と受身、使役の関係をまとめると図7のようになる。

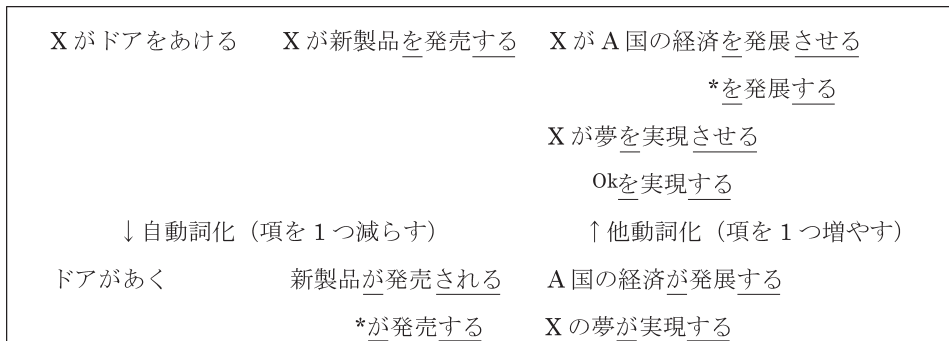


図7 受身、使役と自他の対応の関係

図7は、ボイスを受身、使役、自他と考えた際の日本語のボイス体系であり、これらは相互に関係性を持ち、整然とした体系を作っている。

6. おわりに

本稿では、産出のための文法の観点から、受身、使役、自他の対応のそれぞれについて、留意すべきポイントを論じた。ボイス表現は日本語文法の根幹の1つであり、図7に示したように、それらは整然とした体系をなしている。その適切な産出には難しいところもあるが、その形式で表される意味はどのようなものであるか、適切なレベル分け、などの観点に留意して導入すれば、これらの適切な産出に導くことは十分可能である。

謝辞

本稿は、科研費 24H00088、および、国立国語研究所共同利用型共同研究（C）「BCCWJ」を用いた日本語統語情報・名詞コロケーション辞書作成のための基礎的研究」の研究成果の一部である。

注

1. *はその文が非文法的（ungrammatical）であることを、??はその文の文法的適格性ないしその文脈での許容度がかなり低いことを、?はその文の文法的適格性ないしその文脈での許容度がやや低いことを、それぞれ表す。また、(→)は→の表現がその文脈での適切なものであることを表す。
2. 「について」「にとって」を「に対して」と表現する誤用は中国語母語話者、韓国語母語話者によく見られる。このうち、中国語話者に関しては張（2001）参照。
3. 受身文の要件は、1) 影響の受け手（図1のY）が主語になっている、2) 動詞が有標の形態（受身形）を取っている、の2点を満たすことである。
4. こうした場合に項が出現しない現象を「省略」と見るべきではないことについては庵（2022c）、Iori（2022）を参照。
5. 庵（2022a）の調査から、図2のXの出現率は話しことばにおいても書きことばにおいても10%程度であることが明らかになっている。
6. (ア)のような思考動詞の使役受身形には不本意さの含意はないが、こうした用法は理解レベルのものとして扱えばよい。
(ア) その震災でいろいろなことを考えさせられた。
7. 「使役受身形」は一段活用および不規則活用の動詞の場合は（イ）のような「long-form」を使うのに対し、五段活用の動詞の場合は（ウ）のような「short-form」を使うの

が一般的だが、教科書では五段活用の場合も long-form しか記載していないものもあるようなので、注意が必要である。なお、サ行五段活用の動詞では（発音のしやすさから）例外的に long-form が使われる。

(イ) 一段動詞、不規則動詞：未然形（ナイ形語幹）＋させられる（long-form）

Ex. 食べさせられる、来させられる、勉強させられる

(ウ) 五段動詞：未然形（ナイ形語幹）＋される（short-form）

Ex. 書かされる（？書かせられる）、読まされる（？読ませられる）

話させられる（サ行五段活用：long-form）

8. 英語や中国語、その他多くの言語で (26a) を直訳した文は文法的であると思われる。
9. 授受表現に関するこうした捉え方については山田 (2005) も参照されたい。
10. 3. 4 節で取り上げたタイプの受身は益岡 (1987) の「昇格受動文」に当たるのに対し、本小節で扱うものは益岡 (1987) の「降格受動文」に相当する。
11. 間接受身と中間的な受身の線引きは難しい。「私」が影響の受け手の場合、(18)(19) のようにヲ格込みで動きを受けると考えるなら、「(私の) Z を V」という動きを受けると見なせる場合は、(間接受身か否かは問題とせず) 中間的な受身と考え、(18)(19) と同様に扱うのがよいと考える。
 - (エ) 母に日記を読まれた。(私の日記)
 - (オ) クラスメートに悪口を言われた。(私 (について) の悪口)
 - (カ) 子どもの担任の先生に子どもをほめられた。(私の子ども)
12. 図 4 と図 5 が極めて類似していることに注意されたい。中国語や韓国語などで受身と使役が同一形式を取ると言われることがあるのは図 4 と図 5 の関係性と類似のものと考えられる (英語の have + 過去分詞の構文も同様)。日本語でも、同じ事態を使役でも間接受身でも表現できる場合がある (この点については池上 1981 を参照)。
 - (キ) a. 太郎は戦争で息子を死なせた。(使役)
 - b. 太郎は戦争で息子に死なれた。(間接受身)
13. これらのバリエーションの「もらう」系で可能形が用いられる理由については庵 (2013a) を参照されたい。
14. (50) と (51) で前件が異なるのは、タラ節では普通、従属節と主節で主語が変わるのに対し、テ節では普通、従属節と主節の主語が同一であるためである。
15. 自動詞の場合、動作主をニ格で表すニ使役は許可・許容を表すとされる場合がある (庵 2012) が、実際には (ク) や (ケ) の文法性は低いようである。
 - (ク) ? 太郎は息子にプールで泳がせた。(許可・許容の読みで)
 - (ケ) ? 花子は娘に塾に行かせた。(許可・許容の読みで)
16. 漢語サ変動詞の自他については、国語辞典の記述にもゆれがあり、辞書をベースにすればよいと言いきれない点からもこのように考えるべきであることがわかる。
17. Hinds の指摘には少し注釈が必要であるように思われる。日本語でも「客に直接謝罪する場面では」他動詞を使うべきである点は英語と同様である。日英語の違いは、日本語では自動詞表現が口をついて出ることがある (出るのが普通な) のに対し、英語ではそうしたことが少ないということであり、これが Hinds の指摘の意図であると思われる。いづれにせよ、こうしたところに日本語の自動詞指向性が現れているのは確かであろう。

18. (77) の文脈で a 文を使うのは日本語の好みによるものであり、そうでなければならぬという合理的な理由があるわけではない。こうした理由に由来する「誤用」の背後には学習者側に合理的な理由があり、それだけにその訂正には工夫が必要である。この点について詳しくは庵 (2017, 2022b) を参照されたい。
19. こうした事態認識のタイプの違いに関する学習者への説明においては定延 (2000) の「カビはえモデル」という考え方が有効だと思われるが、これについては別稿で考える。

参考文献

- 庵功雄 (2012) 『新しい日本語学入門 (第 2 版)』スリーエーネットワーク
- 庵功雄 (2013a) 「「使役 (態)」に言及せずに「使役表現」を教えるには — 1 つの「教授法」」『日本語／日本語教育研究』4, ココ出版
- 庵功雄 (2013b, 2013c) 「「文法」でできること」「たかが「の」、されど「の」」『日本語教育, 日本語学の「次の一手」』くろしお出版
- 庵功雄 (2015a) 「「産出のための文法」に関する一考察 — 「100% を目指さない文法」再考」阿部二郎・庵功雄・佐藤琢三編『文法・談話研究と日本語教育の接点』くろしお出版
- 庵功雄 (2015b) 「日本語学的知見から見た中上級シラバス」庵功雄・山内博之編『現場に役立つ日本語教育研究 1 データに基づく文法シラバス』くろしお出版
- 庵功雄 (2016) 「「産出のための文法」から見た「は」と「が」」庵功雄・佐藤琢三・中俣尚己編『日本語文法研究のフロンティア』くろしお出版
- 庵功雄 (2017) 『一歩進んだ日本語文法の教え方 1』くろしお出版
- 庵功雄 (2018) 『一歩進んだ日本語文法の教え方 2』くろしお出版
- 庵功雄 (2022a) 「母語話者コーパスから見た日本語の受身文」庵功雄編『日本語受身文の新しい捉え方』くろしお出版
- 庵功雄 (2022b) 「学習者の「誤用」から見える日本語の特徴に関する一考察」『2022 年度日本語教育学会春季大会予稿集』日本語教育学会
- 庵功雄 (2022c) 「日本語の『省略』を支える語彙 — 文法的システム」斎藤倫明・修徳健編『語彙論と文法論をつなぐ』ひつじ書房
- 庵功雄 (2024) 「日本語文法シラバスの再検討」シンポジウム「日本語教育学と日本語学の相互交渉」発表資料
- 庵功雄・宮部真由美 (2013) 「二字漢語動名詞の使用実態に関する報告: 「中納言」を用いて」『一橋大学国際教育センター紀要』4, 一橋大学
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2000) 『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2001) 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- 池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学』大修館書店
- 石井正彦 (2012) 『「新しい歴史教科書」の言語使用』『阪大日本語研究』24, 大阪大学
- 菊地康人・増田真理子 (2009) 「初級文法教育の現状と課題」『日本語学』28-11, 明治書院

- 菊地康人・増田真理子 (2022) 「日本語教育の受身の指導法改善と、被害の有無の識別法——くさし向けによる受身の捉え直しと、その日本語学への提案——」庵功雄編『日本語受身文の新しい捉え方』くろしお出版
- 久野暲 (1978) 『談話の文法』大修館書店
- 小林典子 (1996) 「相対自動詞による結果・状態の表現——日本語学習者の習得状況——」『文芸言語研究 (言語篇)』29, 筑波大学
- 定延利之 (2000) 『認知言語論』大修館書店
- 高橋恵利子・白川博之 (2006) 「初級レベルにおける使役構文の扱いについて」『広島大学日本語教育研究』16, 広島大学
- 張志剛 (2014) 『現代日本語の二字漢語動詞の自他』くろしお出版
- 張麟声 (2001) 『日本語教育のための誤用分析』スリーエーネットワーク
- 陳林柯 (2017) 「現代日本語における視点制約に関する定量的研究」2017年度一橋大学言語社会研究科博士学位取得論文
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版
- 野田尚史 (1991) 「文法的ヴォイスと語彙的ヴォイスの関係」仁田義雄編『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 野田尚史 (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法の設計図」野田尚史編『コミュニケーションのための日本語教育文法』くろしお出版
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法』くろしお出版
- 森篤嗣 (2012) 「使役における体系と現実の言語使用」『日本語文法』12-1
- 山内博之 (2009) 『プロフィシエンシーからみた日本語教育文法』ひつじ書房
- 山田敏弘 (2005) 『日本語のベネファクティブ』明治書院
- Hinds, John (1986) *Situation vs. Person Focus*. くろしお出版
- Iori, Isao (2022) "Lexico-grammatical systems supporting the interpretation of ellipses in Japanese," 『一橋日本語教育研究』10, 一橋大学